



もちつき

川口保育園では、「ふれあいもちつき会」が行われ、「べったん！べったん！」と元気な掛け声とともに、みんなで心をこめてもちをつきました。

もくじ

■ 新年のごあいさつ	2～3	■ あなたの健康	24
■ 第502回 町議会定例会	4～10	■ みなくる館です。	25
■ タウンピックス	11	■ わが家の主役・ぼくの絵わたしの絵	26
■ お知らせ（インフォメーション）	12～21	■ みんなの広場・戸籍の窓	27
■ 在宅介護支援センター	22～23	■ 1月・2月のカレンダー	28



新年のごあいさつ

百石町長 三村 正太郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様にはそれぞれ、新しい希望と決意を持って新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年には百石村誕生から先人が築いた百十七年という輝かしい百石町の歴史に幕を閉じ、百石町と下田町が合併し、いよいよ「おいらせ町」が誕生します。

この間、皆様にはいろいろとお世話になり、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで合併の事務調整も順調に進み、感謝に耐えません。

新町の将来像を「奥入瀬の清流にはぐくまれた田園定住都市」とし、地域資源を活かし、「住民と行政との協働」で新町建設が進められます。二町それぞれの歴史と伝統を大切に、一体化を図らねばならないと思います。農業を基幹産業としながら、工業・商業・水産業それぞれの分野を補完しあい、バランスの取れた産業の振興を図り、子々孫々まで「合併してよかった」と言える、おいらせ町のまちづくりの実現に皆さんのご支援をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

年頭に当たり、町議会を代表し謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年も諸事多難のうちにあわただしく過ぎ去り、ここに希望あふれる新春を迎えましたことをまずもってお喜び申し上げます。

昨年八月は、「将棋の町」を標榜する百石町に待望の大山将棋記念館が開館しました。この文化観光拠点施設が特色ある街づくりに大いに活用されることを期待いたします。

さて、今年も、皆様ご承知のとおり百石町と下田町がこの三月一日に合併し「おいらせ町」が誕生します。歴史的な記念すべき年でもあり、二町の町民ともども飛躍する年にしたいと思っております。これまで、全国で三、二・三二あった市町村が、平成の大合併により一、八二一に再編成されることとなり、日本列島地図が大きく塗り替えられようとしております。小泉首相の提唱する「地方にできることは地方に」、まさに地方分権時代の幕開けであり、二町にとっても持続可能な財政の確立に向けての基盤強化の第一歩となります。合併後もこの文化と愛郷精神を継承し、行政運営にあたってまいる所存であります。

近年、自治体を取り巻く社会環境は大きく変化し、その変貌は目を見張るものがあります。特に心配されているのは少子高齢化社会の到来であります。また、直接住民の暮らしに影響を与える医療、年金、介護等の社会保障のあり方についても財政問題を理由に、その行方がいまだ揺れるなど課題が山積しており、これらの諸問題、変化に対応し取り組むのが政治、行政の責務と考えおり、町民の将来の幸福を念頭において万全を期して、このことに専念してまいりたいと思えます。

冒頭に申し上げましたように今年三月には、おいらせ町議会が発足いたします。これまで築き上げた盤石のうえにさらに時代を担う人材育成、福祉の増進、生活の安定を図る政策を推進し、議員全員心を一つにして町当局と緊密な関係をとりながら、一歩一歩確実に、町民の生活向上のために献身する考えであります。

皆さまにおかれては、町議会に対して従来変わらない御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さまの御健康と御多幸をお祈りして御挨拶いたします。

年頭のごあいさつ

百石町議会 議長 佐々木 光 雄





百石町議会 第502回定例会

12月2日から6日までの日程で開かれた第502回定例会について、議決事項ならびに一般質問事項とそれに対する答弁内容を紹介します。

〇決まったこと

▼議案第1号、2号
人権擁護委員の推薦について
現委員の佐藤端重氏、吉村惣吉氏の任期が平成18年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員として小向彰一氏、福井正美氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

▼議案第3号
町道認定について
本町50号線を認定いただくために、提案するものであります。

▼議案第4号
百石町及び下田町の廃置分合に伴うおいらせ町の議会の議員の定数について
平成18年3月1日をもって「おいらせ町」を設置することに伴い地方自治法第91条第10項の規定により議会の議決を求めらるものであります。

▼議案第5号
百石・下田合併協議会の廃止

について

▼議案第6号
八戸地域広域市町村圏事務組合規約の変更について
おいらせ町の新設合併に伴い事務組合規約の一部を変更する必要が生じたので議会の議決を求めるものであります。

▼議案第7号
青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の減少及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について
事業団の設置団体である福地村と名川町及び南部町が平成18年1月1日をもって、南部町を設置することに伴い、事業団規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

▼議案第8号
青森県新産業都市建設事業団の設置団体の数の増加及び青森県新産業都市建設事業団規約の変更について
平成18年1月1日から、南部町が加入することに伴い、事業団規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

であります。

▼議案第9号
青森県新産業都市建設事業団からの脱退について
平成18年2月28日をもって百石町と下田町が脱退することに伴い、地方自治法第298条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

▼議案第10号
東部上北教育研究協議会の廃止について
百石町と下田町が平成18年3月1日をもっておいらせ町を設置することに伴い、地方自治法第252条の6の規定により、平成18年2月28日をもって東部上北教育研究協議会を廃止するために、議会の議決を求めるものであります。

▼議案第11号
十和田地区環境整備事務組合への加入について
百石町と下田町が平成18年3月1日をもっておいらせ町を設置することに伴い、市町村の合併の特則に関する法律第9条の

2第1項及び地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

▼議案第12号
平成17年度百石町一般会計補正予算
既定の予算の総額に1億996万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億6530万円に改めるものであります。

▼議案第13号
平成17年度百石町国民健康保険特別会計補正予算
既定の予算の総額に8375万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7617万7千円に改めるものであります。

▼議案第14号
平成17年度百石町老人保健特別会計補正予算
既定の予算の総額から551万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5643万4千円に改めるものであります。

▼議案第15号
平成17年度百石町病院事業会計補正予算
収益的収入及び支出について、既定の予算の総額に3133万9千円を追加し、収入支出の総額を8億5375万3千円とする。

資本的収入及び支出については、既定の予算の総額に160万円を追加し、支出の総額を1億1576万2千円に改めるものであります。

▼議案第16号
平成17年度百石町公共下水道事業特別会計補正予算
既定の予算の総額に235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8226万2千円に改めるものであります。

▼議案第17号
平成17年度百石町訪問看護ステーション特別会計補正予算
既定の予算の総額から110万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1319万1千円に改めるものであります。

▼議案第18号
平成17年度百石町介護保険特別会計補正予算
既定の予算の総額から134万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2045万4千円に改めるものであります。

〇一般質問

吉田 納惠 議員



一、地方分権社会の受け入れ態勢について
合併を目前に行政側として色々な調整をしていると思います。実務的な調整は毎日生活して行

く上で重要な事でありまして、このまま進めてほしいと思っております。

その上で地方分権社会をめざす大きなねらいである「住民参加」「選択」「創造」についてどのようにとらえ共理解をされているのか町長に問う。

【町長答弁】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体行政は「自己決定、自己責任、住民自治の原則」に基づき、自らの意思決定による行政運営をつかさどることになり、地方分権型による行政システムへと大きく転換されました。

地方分権型社会の到来により、各自治体の地域行政経営の力量が大いに問われることとなり、その成果いかんによっては、各自治体間の住民サービスに、大きな差が生ずるとも過言ではありません。

今後、地方分権が進むにつれ、これまでの行政改革の項目の中でも、「生活者の視点に立つ行政運営と市民参加の推進」が最重要課題となっていくものと認識しております。

そして、これら地方分権型社会へ対応した施策の遂行には、人材の育成、つまり自治体職員意識改革をも含めた能力開発の推進が必要不可欠なものと考えております。

地方分権においては、町職員自身もその改革に応じて変化していくことが必要でありまして、地域にあった政策を主体的に担っ

ていくためには、自己決定と自己責任のもと、独自の施策目標を立て、それを遂行する政策形成能力が重要であります。

今後、処理すべき行政分野も広がっており、それらの事務事業においては、町の判断と責任において取り組むことが求められます。

また、今までの事務執行に加え、困難な事態やケースに直面しても、主体的に町みずからの力で解決して行かなければなりません。町の課題が山積みしているほど、職員の意識改革が強く求められ、課題の解決に向けて、職員自らも抱えず自己啓発を行なう努力が必要となつてきております。

また、行政と地域住民の役割分担についてありますが、従来、国と地方の関係が大きく変わりつつある現在、独自の政策で町づくりを進めるには、地域住民の協力もまた必要であると考えております。

行政の努力に加え、地域住民との協働により、住民参加のまちづくりに変えていく必要があります。

行政は、これまで以上に地域社会のあり方について考え、生活感覚を磨き、生活者の視点に立つた施策に取り組んでいかなければなりません。

そして、町の行政情報を開示し、開かれた透明性のある行政を進め、地域住民が行政に関心をもち、参加する機会を広げ、地域住民が行政の中でできる役割を考へていくの環境の構築が

急務と考えております。

西館 芳信 議員



一、水田減反による市町村間調整金の使途について

減反実施農家为本来的に割当てられた市町村間調整金は平成8年度以降、累計総額だけを見て3000万円を超えていると聞いています。

しかしながら、農家の中には「この金がきちんとした手続きを経て使用された」とは思えない。使い道がどうなっているのかわからない」とその使途に疑問を感じている人もみられる。そこで次の点を担当者に聞きたい。

(1)調整金の現状、支出手続き、使途、及び使途に対する県等関係機関の指導

この使途については、「百石町地域水田協議会」が主導で決定、実行しているとのことであるが、補助金の現状、これまでの総額、使途及び使途決定の仕方、使途への県等関係機関の指導について示していただきたいと思います。

【町長答弁】
市町村間調整事業の概要です

が、国で定められた水田農業経営確立対策実施要綱・要綱に基づいて事業を実施しているものであります。県から調整配分した面積を町の農業者に調整配分し、目標を達成するため町、農協、出荷業者等関係機関で協力体制をとりますが、取り組みをしています。

しかし、県内市町村の一部においては、農業者及び関係機関が努力しながらも、県配分目標の面積に達することができない市町村も出て参ります。

この場合、農協、県中央会及び県を通して調整をし、国からの配分目標を達成することがこの事業の目的となっております。

この市町村間調整金につきましても、この事業を円滑に推進するために、農協中央会が推進方策を定め、面積当りの調整単価を決定し、受け手農協が出し手農協に支払っております。

そこで、ご質問の1つ目、「調整金の現状、支出手続き、使途及び使途に対する県等関係機関の指導」であります。市町村間調整金は平成8年度から10年度を除き15年度までの7年間で総額約2410万円が入金されております。使途につきましては

平成10年度に遊休農地解消事業としてトラクターの購入及び各種補助事業等に係る支出金となつて約1670万円が支出金となつており、現在の残金は約740万円となっております。

この市町村間調整金の使途につきましても、一般的な補助金・

助成金とは違ひまして、明確な使途目的が規定されておらずに、生産調整事業を推進するにあたり、関係機関及び農協関係団体等で構成されている百石町地域水田農業推進協議会において、協議をし、決定しております。

水田農業推進協議会で検討・決定した事業内容が生産調整事業と特に関係していない限り、その支出内容については、県等関係機関の指導が無いとのことであります。

(2)使途決定の在り方と農家への直接配分と今後の使途
「使途の決定の仕方」、より多くの農家の参加を認めて欲しい」という要望。また、「水田等の賦課金の支払いに追われる農家に、直接この金を還元してもいいのではないか」という意見があるが、今後の使途に対する展望も加えて町はどのように思っているのか説明願いたい。

【町長答弁】

昨今の農業情勢は非常に厳しい状況下にあることから、使途の決定方法及び配分等については、町長として協議会長のものもいり農協協同組合長、議員ご質問の趣旨をご理解賜るとお願いをしておきたいと考えております。

二、土地利用及び都市計画の在り方

土地利用及び都市計画の在り方は少子化に歯止めをかけ、町

の発展を左右する大きな要素と
思うので次のことを聞きたい。

(1) 県の権限移譲と受入体制につ
いては

県は2006年度から実施す
る市町村への事務権限移譲につ
いて、市町村との協議結果をま
とめ、移譲を受ける19市町村に
は56件事務移管がなされるとの
ことであるが、この中で興味深
いのは「高齢者円滑入居費貸
住宅の登録」「都市計画区域の
開発行為許可」「農地法関連事
項」である。

これについて内容と町の対応
について示していただきたい。

【町長答弁】

高齢者円滑入居費貸住宅の
登録の権限委譲の内容については
、現在、民間賃貸住宅市場に
おいて、賃貸住宅の大家が家賃
の不払い、病气、事故に対する
不安感により、高齢者の入居を
拒否することが多く見受けられ
るため、高齢者の居住の安定が
図れない状況にあります。

このため、高齢者居住法では、
高齢者の理由に入居を拒否する
ことのない賃貸住宅を登録し、
また、その情報を提供し、登録
を受けた賃貸住宅については、
高齢者居住支援センターが行う
債務保証を受けることができる
制度となっております。

平成17年11月現在、県内では
青森市外4自治体の民間会社5
社、14件、299戸の実施例が
ありますが、当初と致しまして
は県からの権限委譲については

現在の状況では希望しない方向
で考えております。

都市計画区域の開発行為許可
の趣旨については、住民に身近
な行政主体である町が、地域の
課題に的確に対応するため必要
であると考へ、県では市町村へ
の開発許可制度の事務権限の委
譲を、平成18年度から平成20年
度までを目標に、協議の整った
市町村から、段階的に事務の権
限委譲を行うものであります。

委譲によるメリットとしては、
開発行為の許可に対し、県開発
審査会の付帯が必要となる以外
は、町の許可でできるため、基
本的に申請者と町との協議とな
ることが考えられます。

これらの委譲を受けるため、
現在、県建築住宅課と条例の素
案について協議中でありますが、
今後県条例の改正を経て、県か
らの引継ぎを受けることとしてお
り、委譲予定としては平成18年
度の早い時期を考えております。

農地法関連事項であります
、これは、県が市町村への権限委
譲の推進について、基本方針を
示した事務権限委譲推進計画に
基づき、希望する市町村に対し
、権限委譲を行うものであります。
内容と致しましては、農地等の
権利移動に関する事務、別段面
積の決定に関する事務、農地転
用に関する事務、小作地等の所
有制限に関する事務、農地の賃
貸借の解約等に関する事務、草
地利用権の設定等に関する事務
、農地法に基づく立入り調査等
に関する事務の7項目からなっ

おり、これら事務のどの権限の
委譲を受けるかは、町が選択す
ることとなっております。

当町の農業委員会において政
策課との農業水産部構造政策
課とのヒヤリングを受けた後、下
田町農業委員会と協議した結果、
権限委譲を希望しないことを県
に対し回答致したところでござ
います。

しかしながら、住民にとって
は県の審査期間省略により、申
請から許可までの期間短縮が図
られるメリットもあることから
合併後、十分な受入体制を図り
権限委譲を検討して参りたいと
考えております。

(2) 東公園の活用について

「東公園」と聞いて、その所
在、現状についてピンと来る人
の割合はどれくらいだろうか？
その佇まい、利用者とも惨憺た
るもので、都市公園の名とは程
遠いものがある。先般も子ども
達の火遊びによると思われるホ
ヤ騒ぎがあり、「いちよう団地
が廃屋化している」といって、
今は、公園というよりも人の目
の届かない物陰な所で、子ども
は近づけたくなくなった」とい
う町民の声がかった。このまま
いいのだろうか？町としての再生
方策を聞きたい。

【町長答弁】

東公園は藤ヶ森、七軒町地区
の児童公園として整備し、今日
に至っております。
しかしながら、児童数の減少
と遊びが室内ゲーム等近年多様
化し、年々公園の利用者が減少

している現状であります。
このような中で平成17年10月
17日午後3時頃、住民より東児
童公園のテニールが燃やされて
いるとの通報を受け、同日4時
10分頃、現地確認をし、その後
19日三沢警察署に対し被害を届
け出し、八戸北消防署に被災の通
報をいたしました。

今後は、維持管理に留意しな
がら、いちよう団地解体撤去後
の跡地利用計画と併せ、当公園
の活用方法について、地域住民
と共に検討して参りたいと思
っております。

二川目 隆 議員



一、国保税について

国保税の税率の中に資産割と
言うのが有ります。固定資産と
医療との関係で、資産割があ
るのか伺います。

【町長答弁】

国民健康保険税の課税につき
ましては、地方税法第703条
の4で、3つの方式のいずれか
を町の条例で定め、課税するこ
ととなっております。

1つ目は、所得割額と被保険
者均等割額の合算額による2方
式と呼ばれる都市型であります。

2つ目は、所得割額と被保険
者均等割額及び世帯平等割額の
合算額による3方式と呼ばれる
中小都市型であります。

3つ目は、所得割額、資産割
額、被保険者均等割額及び世帯
平等割額の合算額による4方式
と呼ばれる町村型であります。
1つ目の2方式については、
県内で選択している市町村はあ
りません。2つ目の3方式につ
いては、県内では旧3市と岩木
町が選択しており、他の市町村
は、すべてが3つ目の4方式を
選択しているところであります。

4方式を選択している理由は、
3方式に變動の少ない固定資産
税を基準とした資産割を加える
ことにより、保険税を安定して
確保できることとあります。
仮に、資産割額の無い3方式
を選択した場合、所得割額は、
約2割の増額となり低所得者及
びパート労働者の税負担が増え
ることに努めます。それに伴い
国保税の未納者の増及び徴収率
の低下が予想されます。
さらに国保税は徴収率により
普通調整交付金が減額されます
ので、各種医療給付費を確保す
るためには未納者の解消に努め
更に税率を上げなければなりません。

以上のことから、都市部に比
べて中低所得者層の多い町村部
では、4方式による課税が良い
とされております。

二、下水道加入者負担金について

下水道加入者負担金の割合が、

山頂の順次放送を開始し、階上岳
上頂の八戸中継所は、07年12月
に試験電波を発し、放送開始さ
れるとのことである。

このことから、わが町として、
今後、地上波デジタル放送に対
する受信施設等の整備がせまら
れてくる。

よって、現在のテレビ共同受
信施設（アンテナ及び機器）の
改修と、07年度にむけての地上
波デジタル放送による住民への
視聴サービスを回るための受信
にかかわる施設整備についての
施策を町長に問う。

【町長答弁】

現在のテレビ共同受信施設の
改修とデジタル放送に向けての
施設整備ということですが、現
在、当町では共同受信施設を設
置して、各家庭で視聴できるよ
うに平成13年度からテレビ共同
受信施設の更新を行っており、
平成18年度、洋光台・松原・向
平地区の更新をもつて終了とな
ります。

この更新は、既存施設の機器・
ケーブルの老朽化に対応したも
のことで、デジタル放送受信に
た改修とはなっておりません。

現在のテレビ共同受信施設設
置家庭中でデジタル放送を視聴
するためには、各家庭でデジタル
放送対応のテレビもしくは専用
チューナー、そしてアンテナの
設置が必要となります。

地上波デジタル放送化に向け
た施設整備については、平成15
年12月に、同じく共同受信施設
を設置している六ヶ所村、旧東

北町、旧上北町、百石町の4町
村で仙台防衛施設局及び防衛施
設庁に施設整備の補助要請を行っ
ております。

その後も、たびたび働きかけ
をしておりますが、施設庁から
は、地上波デジタル放送に障害
が起きた場合、補助対象となる
可能性が高いとの見通しであり
ました。

当町を含めた県南地域は、平
成18年10月1日の地上波デジ
タル本放送の開始となります。
その後、隣県町と連携し調
査を行い、障害の発生を確認し
補助申請に向け、平成23年7月
24日のアナログ放送終了までに
目途をつけよう努めて参ります。

三、介護予防重視システムへ の転換と、その方策について

新たな導入される予防サービ
スは、心身の状態と悪化防止が
目的。要介護認定者のうち軽度
者を対象とした「新予防給付」
と、認定者ではないが将来、介
護が必要となる恐れのある高
齢者を対象とした「地域支援事業」
の2本柱で来年度4月から順次実
施される。

このことから、わが町として、
今後、介護が必要な高齢者をケ
アすると同時に、できるだけ要
介護者を増やさない事業、即ち
軽度者の心身を改善するなど、
「自治体独自の地域にあった事
業」の充実を図ることが不可欠
である。

よって、介護保険法改正によ
る「新予防給付」と「地域支援
事業」の導入にあたり、「介護予

防重視システムへの転換と、
その方策について、町長に問う。

【町長答弁】

制度改正の柱の一つでありま
す。「介護予防重視システム」へ
の転換は、介護予防の視点か
ら、高齢者の心身機能、生活
参加と高齢者の生活機能の低下
を予定して、要介護状態に陥ら
ない、あるいは状態が悪化しない
ようにすることを重視しており
ます。その背景には、予想外に
伸びる要介護認定者の増加によ
る給付の増大を抑制することに
あります。

当町でも、第2期介護保険事
業計画スタート時の平成15年度
から現在の17年度までの3力年
で、認定者数は約400人とは
ほぼばいで推移しております。
しかし、認定者の介護度重度化
に伴い、給付費は、年額約6億
7千万円増加して6千万円と約
9千万円増加しております。

このように、「介護の社会化」
が進んでいることから、基本理
念として高齢者の自立支援、給
付費の抑制に力点を置いた「総
合的な介護システム」の確立の
ため、介護と予防、保健と医療
機関が一体となった「予防重視
型システム」への転換を図って
参りたいと考えております。

したがって、合併後に地
域における総合相談、支援、介
護予防マネジメント、包括的、
継続的マネジメントを担う中核
機関として、これらが機能する
「地域包括支援センター」を創
設して参りたいと考えておりま

す。

四、3・3・9号木内川川線 の見通しについて

平成8年度に県は、八戸都市
計画道路事業の3・3・9号木
内川川線を、高規格道路と八
戸港及び周辺の工業団地とを直
結できることから、地域経済の
発展にとって必要不可欠な路線
と指して着手、平成14年度に完成
を目指していた。

ところが、平成15年1月に、
事業計画変更による延伸のため
平成16年度までに完成との事
であった。

このことから、わが町として
自動車等による交通量の増加や
地域住民の通勤通学路としても
利用度の多い生活道路でもある
ことから、県道、百石下田線も
含むことでの現況把握と、一日
も早い開通をめざし、県との連
携を図るとともに、今後の見通
しについて、町長の所見を問う。

【町長答弁】

都市計画街路、木内川川線
は、平成8年度より事業を着手
し、街路部の延長860メートル
については、平成16年度全線
車道部の工事が完成致しました
が、一部歩道部が土地未買収の
状況であります。

また、同街路線と連結する県
道百石下田線は、平成10年度事
業着手し、街路と同年完成の予
定でありましたが、地権者1名
との用地買収及び家屋移転補償
交渉が難航している状況にあり
ます。

今年度も5月より、十和田県
土整備事務所用地担当者と共に、
再三再四、地権者との交渉をし
ておりますが、地権者が交渉に
応じないため、解決の糸口もつ
かぬ状況となっております。
今後も継続して地権者との交
渉を県の担当者と協力し、用地
交渉に努めて参っている所存で
ます。



熊野 清市 議員

一、三村町政について

(1)1929年、昭和4年百石
が町制を敷いたから76年の歳月
が経ちます。そして、今定例会
が百石町議会の最後の一般質問
を覚えるかと思うと、感無量な
ものがあると思います。私、この際、
これまでの先人先達の方々が百
石町の発展のため、ご尽力され
たご功績に感謝しつつ質問して
参ります。振り返ってみますと、
三村町政の誕生は平成8年ハ
ル崩壊期であります。経済不況
が続く中で三村町政が発足して
おります。

しかし、町長は、英知を傾け
この難局に立ち向い、行政政
革に取り組み、方福祉プラザや
地区コミュニティセンターをオ
ープンさせるなど未来への投資に

も力を注がれたことを評価するものです。

そこで、合併を目前にして、町長はこれまでの10年間の所感をお持ちかお尋ねいたします。

【町長答弁】

第500回定例会の一般質問にありました、町長の政治姿勢と町長3期の総括を述べたように、平成8年2月の就任当初から内外の諸情勢や環境は大きく変貌し、バブル崩壊後、閉塞感に陥った経済に回復の兆しが見えない状況の中、地方の財政の危機的状況が表面化した10年間で、町民の付託に応えるため、公平、公正を旨とし、安全で安心のできるまちづくりを目指し、誠心誠意、全力を傾注して参ったところであります。

とりわけ、バブルの崩壊後の税収の落ち込みや平成12年をピークに年々減り続ける交付税は、当時の財政運営にとりまして、大きな打撃を与えるものとなりました。

しかし、新行革大綱に基づいた経費の節減と事務事業の見直しを行い、最小で最大の効果が得られるよう創意工夫した行政財政運営を進めると、改革に積極的に取り組み、健全な行政財政の下、第4次百石町総合計画に組み込んだ事業の見直しを図りながら、その推進に務めて参ったところであります。

議員から評価を受けました未來的投資事業につきまして、第4次百石町総合計画にありま

5つの基本計画に基づいて振り返つてみますと、

1つ目に、21世紀に向けてのまち基盤整備と環境づくりのため、及び道路339号木内々・川口線及び県道30号下田線の着工。毎戸に防災無線放送施設個別受信機を設置し、確実に早い早い行政情報の提供、テレビ共同受信施設の更新。

2つ目に、暮らしとまちを豊かにする地域産業の振興のため、本町地区の商業灯の整備実施や永年の念願でありました百石漁港の着工。

3つ目に、暮らしの活力を育む生活の充実と社会開発のために、生活圏連通道路や下水道、公園の基盤整備を始め、県内一の福祉のまちを自指した医療、保健、福祉の充実のため、病院、いきいき館との連携を図るべく、福祉プラザのひびの館の建設。

4つ目に、21世紀を建設するつくりと実践のために、学校教育用コンピュータネットワークシステムの整備と体育館及びグラウンドの改修。

5つ目に、生活とまちをうるおすコミュニティ活動と交流の推進のために、避難施設を兼ねた地域コミュニケーション活動の拠点施設であります明神下、一川目の堀切川、向井、深沢、川口目の各町内の集会施設を改修、併せて、本町地区においては中央公民館の改修、等々を実施して参りました。いづれも、その当分の必要不可欠で町民ニーズに即した将来への投資であったと認識して来ます。

中で進めた三位一体の改革の面が、地方分権が進み、地方の自立とその運営に、自治体間の格差がますます広がるなか、私は百石町地域の生き残りや掛け下田町との合併の道を選びました。

私は、合併を目前にした今、10年間の行政財政運営を思うとき、議員各位を始め、職員はもとより町民のご協力を得ながら、暮らしたくなるまちづくりを推進した行政運営、その裏付けとする健全な財政運営に務めて来たとも自己評価するものであります。

(2)おいらせ町の街づくりについてでありませ町の街づくりは「おいらせ町建設構想」に基づき進めることになりました。

しかし、私は、その成否はにかかかって、首長の強い信念リーダーシップがなくては成りしない、このように考えます。特に、類似した町と一緒にする場合の中心街づくりは、二つの町に、又機能分担せざる限り共存共栄できないと、私は考えます。この首長に求める信念を曲げず実行に移す政治家でなければ、新生「おいらせ町」のビジョンも「絵に描いた餅になる」と私が考えます。幸い、町長は政治家として、次の出処進退をお決めになっておる身、私の考えに対する所見を求めます。

【町長答弁】

町建設計画は、2町の合併による、おいらせ町建設を総合

的・効率的に推進することを目的に、新町の一体性の速やかな醸成および住民福祉の向上などを図り、新町の均衡ある発展に資するものとして策定され、今年3月、第14回百石・下田合併協議会において、最終決定されました。

本計画は、新町建設の最上位計画であり、新町における優先施策として遵守し、速やかに事業展開していかねばなりません。

二質問要旨にある「まちづくりには、2つの町にそれぞれ強い個性をもたせ、機能分担が必要」とのご意見ですが、私もまた意を同じくするものです。

当町と下田町の2町は、産業面において農業を基幹産業としながらも、当町は工業・水産業、下田町は商業が盛んであり、それぞれ得意分野をお互いに補完することにより、パラソルの取れた産業振興が図られるものと考えております。

さらに、両地域は地形的に障害のない、利用価値の高い平坦な地域であり、効率的な財政投資が可能な利便性、そして高速交通体系の利便性など、新たな町づくりを容易にする潜在的な要因を大いに秘めており、これら要因を総合的に体系化するにとり、子々孫々まで「合併してよかった」と言える、おいらせ町のまちづくりが実現できるものと確信しております。

先の第500回定例会の場をお借りして、新町、おいらせ町の町長選に出馬する考えを明らかにさせていたいただきました。平成8年2月2日、町長として就任して以来、議員各位のご協力とご理解を賜り、公約を達成して参りましたが、低コストで産業の振興、土地活用計画の抜本的見直し等々、いずれも道半ばでありました。町長として、これまで培ってきた経験を去かし、新町の発展を確信し、能取り役に挑戦すべく、決意を新たにしております。

今年の正月に発行しました、私の後援会会報「銀杏」で詠んだ句があります。

おいらせの 夢を背負って 陽が昇る、

私は、おいらせ町の夢を背負い育み、おいらせ町の大きな夢の実現をめざしたいと思っております。

二、少子化対策について

(1)最近における百石町の合計特殊出生率について

【町長答弁】
調査年合計特殊出生率は、国勢調査を中心として前後2年ずつを加えた5年間で集計され発表されております。

最近の資料によりまして、平成10年から14年の平均は1.58となっており、現在の人口を維持するのに必要な2.08の水準に満たない現状であります。当町の合計特殊出生率は、全国の1.36や青森県の1.48、また、八戸保健所管内の1.55に

比べ、若干上回るものの、少子化の傾向は確実に進んでおりまして、

(2)少子化に対する考えについて

【町長答弁】

これまでにも、少子化に対する私の考え方を述べた参りましたが、少子化の進行は、産業・経済・社会生活等、町ののみならず国の将来に大きな影響を与えることから、何としても歯止めをかける対策が重要課題であると考えております。

全国的な少子高齢化の要因としては、結婚に対する考え方や変化や子育てをする親を取り巻く環境の変化、女性の高学歴化と社会進出、育児・教育費の負担による経済的事情等が挙げられております。

私は、町民誰もが安定した生活基盤を築き、結婚し、結婚後も夫婦が安心して子育てできる社会環境や職場環境を、社会全体で整えて行くことが大事であると考えております。

また、少子化は女性だけの問題ではなく、男性の理解と協力が不可欠であるため、男性の意識の改革も必要であると考えます。今後はさらに、国や県と一体となって、子育て支援事業を進めて参る所存であります。

三、農業を取り巻く課題とその対策について

資源保全施策の制度の内容ですが、農地、農業用水等の資源が将来にわたって良好な状態で

保全管理されるよう、地域住民一体となった取り組みに対し交付金が交付してもらえ、事業の導入を支援する考え方について伺う。

【町長答弁】

農水省は、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進する必要があると考えて、資源保全施策の導入を平成19年度から実施することを決定しております。

さて、資源保全施策の制度の内容ですが、社会共通資本である、農地・農業用水等の資源は、農村地域における過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難な状況となって参っております。

このような状況に対応するため、この施策では、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取り組みを一体的かつ総合的に支援することを目的としております。

県内では、18地区をモデル地区に選定しており、当町の一川目地区約62ヘクタールもモデル地区に上がっており、事業費は約270万円です。

町負担は事業費

三村町長の11・12月奮闘記 99

11月16～18日	町村長国内政務調査研修	長崎県
21日	三沢・百石海岸整備促進期成同盟会	三沢市
22日	町議会第501回臨時会	役 場
22日	二町議会議員合同説明会	中央公民館
24日	青森県自治会館管理組合議会定例会	青森市
24日	青森県国民健康保険団体連合会監事会	青森市
24日	青森県町村会負担金等委員会	青森市
25日	八戸圏域水道企業団構成市町村長会議	八戸市
25日	全国将棋まつり実行委員会中間報告会	みなくる館
27日	第5回百石町イメージソング全国大会	みなくる館
28日	八戸地域広域市町村圏事務組合市町村会議	八戸市
28日	八戸圏域水道企業団構成市町村会議	八戸市
30日	大型クラグ被害対策に係る要望書提出	青森市
12月2～6日	町議会第502回定例会	役 場
8日	合併協議会首長会議	役 場
9日	町政懇談会	中央公民館
11日	歌と踊りの祭典	みなくる館
12日	百石元気井戸端会議・百石女性井戸端会議	中央公民館
15日	百石町・下田町社会福祉協議会契約調印式	下田町

費の4分の1に当たる約68万円となっております。事業内容と致しましては、地域の実情に応じた多様な主体が参画する活動組織づくりと、活動指針に照らした活動計画づくりを進め、効果の高い取り組みの実践に対する支援をすることとなります。



12月2～6日
百石町議会第502回定例会にて

(町内に存する各種団体等の総会出席は掲載を割愛しております)

信頼と確かな技術の総合建設業

ISO9001 JQA-QM7681 登録



株式会社三村興業社

代表取締役 伊藤 英二

本 社 / 青森県上北郡百石町下明堂30-10
事 務 所 / 八戸市大字市川町字福荷袋43の2

T E L (0178) 52-5751代
T E L (0178) 52-5131代 1級建築設計事務所

一人暮らしの方へ無料奉仕作業



このほど百石町の建設会社互助会の会員23名が、日頃お世話になっている町民の方へ感謝の意味を込めて、町内の一人暮らしの高齢者の自宅を訪れ戸や窓など壊れた箇所の修理をしたり、包丁やはさみなどを研ぐ奉仕作業を行いました。

修繕依頼をした女性の方は「戸が閉まらず、隙間風が入って困っていたので感謝している。」と喜んでいました。また、新品同様に刃先が研がれた刃物を受取りとても喜んでいました。

イメージソング大会

このほど、みなくる館で第5回百石町イメージソング大会が開催され、町内をはじめ県内外から47名が出場しイメージソングの「北緯四十度四十分」や「住んでみたい町」を熱唱しました。

大会結果は次のとおりです。

- 課題曲優勝 畑山若子(五所川原市)
- 自由曲優勝 長谷川純也(つがる市)
- 準優勝 松橋義直(青森市)
- 第3位 中村正子(七戸町)
- 第4位 岩淵隆一(平賀町)
- 第5位 萬徳有美子(下田町)



冬葉(トバ)づくり

百石高校食物調理科では、百石沖で獲れた鮭を使って冬葉(トバ)作りを実習しました。

生徒達は、県ふるさと食品研究センターの職員らから、鮭のさばき方の説明を受けた後、日頃学んでいる見事な包丁さばきで鮭をおろしていきました。

また、今回は県ふるさと食品研究センターで新しく開発した少し辛みをきかせたスパイシーな味付けを試していました。

技術と共に心も磨けをモットーに100余年

総合建設業・一級建築士事務所

株式会社 **カネヒロ**

代表取締役 小向洋五郎

下田営業所 青森県上北郡下田町字菜飯46-1 〒039-2115 電話 (0178) 50-6808 FAX (0178) 50-6810
 本社 青森県上北郡百石町字下屋敷9-1 〒039-2215 電話 (0178) 52-2365(代) FAX (0178) 52-2314

お知らせ

イベント
メニュー

現在印鑑登録を
されている皆様へ

町民課 ☎52・2111
「おいらせ町」の印鑑登録証
に交換するときは

- ・平成18年3月1日から、おいらせ町印鑑登録証への交換をはじめます。
- ・平成19年4月1日からは旧町の印鑑登録証は使用できません。

交換期間
平成18年3月1日、

平成19年3月31日

(午前8時15分～午後5時)
(土日、祝日は不可)

ですが

印鑑を登録している本人(代理人可)
受付窓口

- ・おいらせ町役場本庁舎 町民課(現下田町 町民課)
- ・おいらせ町役場分庁舎 総合調整課(現白石町 町民課)

持ち物

- ・本人の旧町での印鑑登録証
- ・本人の登録印鑑
- ・代理人が手続きする場合は代理人の認印

旧登録証、旧登録印の全てがそろわない場合は再登録となり

手数料がかかります。

費用

無料

平成19年4月1日以降は新規登録となり、手数料がかかります。交換をした旧町印鑑登録証は窓口で回収します。

産業廃棄物税の 制度について

十和田県事務所

☎0176・22・8111

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制及びその減量化、再生利用その他適正処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、最終処分場の産業廃棄物の搬入に対し、最終処分業者へその産業廃棄物の最終処分を委託した者及び自らその産業廃棄物の最終処分を行う者に課税します。

課税対象

最終処分場への産業廃棄物の搬入

納める人

①最終処分を委託する場合

最終処分場の委託者(排出事業者又は中間処理業者)

②自ら最終処分を行う場合

最終処分を行う者

納める額

産業廃棄物の重量1トンにつき1000円

申告と納税

①最終処分を委託する場合

最終処分業者が特別徴収義務者となり、産業廃棄物の最終処分の委託をした者から産業廃棄物税を受け取り、毎月1ヶ月分を取りまとめ、翌月末日までに、県税事務所に申告納入します。

②自ら最終処分を行う場合

自ら設置する最終処分場で産業廃棄物の最終処分をする事業者が、毎月の産業廃棄物の最終処分場への搬入量を取りまとめ、その搬入量に応じた税額を計算し、翌月末日までに、県税事務所に申告納付します。

ごみの排出ルールを 守ってください

環境保健課 ☎52・7090

悪質な不法投棄が増加しています。町では、エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機の家電4製品は収集をしません。また、この他にパソコン類やペンキの缶・バッテリー・タイヤ・廃油・農薬・劇薬・農機具等の処理困難物についても収集

しませんので、収集場所や防風林等に投棄することは絶対にやめてください。



本来の収集曜日でない日にごみを搬出することはルール違反です。きちんと分別しだされていても、収集場所にごみが残され、さらにごみが増えていく状況をつくりだしています。

町の美観を保つためにも町民皆様の気遣いが必要とされています。収集場所は、収集しやすいうつ一時的に置いておく場所です。分別排出、収集曜日・時間の厳守にご協力下さるようお願いいたします。

事業所の皆様へ

事業活動を行っている排出されたごみについて、町では収集しません。収集場所に出したり清掃工場に運んだりせずに、許可業者へ依頼して処分して下さい。蛍光管・空缶・段ボール・木材等顧客から回収された物についても事業系ごみの対象となります。

法務事務所 にしだて

百石町上明堂48の23 (ユニバース北側斜め向)

行政書士 西館 芳信
宅建主任

遺産分割・遺言・交通事故相談・不動産取引全般

電話 0178-52-8240

リサイクルショップ タック

営業時間
全店A M10:00～P M7:00
(年中無休) 土・日・祭日も営業中
家電・A・V・パソコン・家具・衣料品・雑貨・金券・その他
(電話下さいお問い合わせ)

買取・販売致します!

・本 店: 八戸市長官代前田84-1 ☎0178-20-1115	・三沢本店: 三沢市下久保3丁目21-2 ☎0176-53-6144
・石 堂 店: 八戸市石堂3丁目9-12 ☎0178-29-3337	・三 沢 店: 下田町宇崎久保18-5 ☎0176-57-3347
・北高通店: 八戸市港高台7丁目22-22 ☎0178-35-1115	・十和田店: 十和田市東21番町10-22 ☎0176-25-7225

『愛の献血』

環境保健課 ☎52・7090

移動採血車による愛の献血を行ないます。冬場は献血量が減少し、輸血用の血液が大変不足する時期ですので、町民の皆さんのご協力をお願い致します。

とき 1月24日(火)

午前10時から12時

午後1時から4時

ところ 百石町役場前



献血のイメージキャラクター「ブラット君」

産業別最低賃金改正のお知らせ

青森労働局

☎017・734・4114

平成17年12月から産業別最低賃金が改正されました。

鉄鋼業/時間額726円

電気機械器具、情報通信機器

具、電子部品、デバイス製造業

/時間額669円

各種商品小売業

/時間額664円

自動車小売業/時間額703円

右記以外の産業は最低賃金時間額608円が適用されます。

CAD講習会

青森県立八戸工科学院三沢校

☎0176・53・5046

CADとは、コンピュータで図面を描くためのソフトです。本講習はCADソフトの初歩的な操作について講義を行いますので、初めての方も、今まで興味があっても手が出なかった方も、この機会に受講してみたいかがでしょうか？

とき 1月25日(水)

2月13日(月)迄の月・水・金(9日間)午後

6時~9時

ところ 県立八戸工科学院三沢校

三沢市千代田町4丁目

140番地369

対象者 在職者でWindows

Sの基本的な操作ができる人

募集人員 15名

内容 (定員になり次第締切り)CADソフト(JW・CAD)操作の初歩

講習料 無料

申込締切 1月23日(月)

電話で申し込みください。

申込問合せは青森県立八戸工科学院三沢校(最上)まで

国民年金コーナー

源泉徴収票が送付されます

国民年金、厚生年金及び共済組合などから支給される老齢年金は、所得税法では雑所得とされ、所得税の課税対象となります。このうち国民年金、厚生年金にかかる源泉徴収票は1月末頃までに社会保険庁から送付されます。複数の年金を受給されている方や年金以外にも所得のある方は確定申告が必要であり、それ以外にも医療費等の控除を受ける方にはこの源泉徴収票を税務署に提出することになります。

源泉徴収票が送付されなかったり紛失した場合には八戸社会保険事務所に相談ください。なお、障害年金、遺族年金などは非課税となっていますのでこれらの年金を受給されている方には送付されません。

町民課 ☎52・2111

老齢基礎年金の繰り上げ請求は慎重に

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、60歳から65歳未満の希望する時からでも繰り上げて受給することができます。ただし、繰り上げ支給した65歳になっても年金額は元に戻らず生涯減額された年金を受けることになります。また繰り上げ支給を受け始めてからは、65歳前に特別に支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やケガで障害者になったときの障害基礎年金・万が一に夫が亡くなった時の寡婦年金が受けられなくなってしまうたりします。

一度繰り上げ請求をしてしまうとその後は取り消すことができなくなり、以上のことを踏まえ、繰り上げ請求をするかどうかは慎重に考えなくてはなりません。

老齢基礎年金の繰り上げ請求について、詳しくは八戸社会保険事務所(☎43・7370)または町民課までお問い合わせください。

美容と健康のため、お茶を飲みましょう

お茶は **茶の矢島園** で

贈答品や快気祝・内祝・謝礼などにもお茶をご利用ください。

ジャスコ下田店 1階食品館向い
電話 0178-50-3245

※ジャスコにおいては、矢島園でおいしいお茶を一杯どうぞ

あと3kgヤセたい!!早くヤセたい!!お悩みの方
TVCMでおなじみのスリムドカン!!自然化粧品!!

まるかんの店

みっちゃんのお店 代表 小笠原 道信

携帯090-5184-3985

上北郡百石町字下明堂63-6

営業時間: AM11:00~PM6:00 定休日: 土曜・日曜・祭日

2月10日から平成17年分 住民税所得申告受付が始まります！

住民税申告受付日程表

- ◎ 受付時間 午前：9時から正午まで
午後：1時から4時まで
- ◎ 受付場所 百石町役場4階第2会議室

※正午から午後1時までは休憩時間です。
ご協力ください。

月 日	参 集 範 囲
2月10日(金)	給与所得者のみの世帯で還付申告をする方 (一川目、二川目、深沢、向平)
13日(月)	給与所得者のみの世帯で還付申告をする方(本町地区)
14日(火)	給与所得者のみの世帯で還付申告をする方(その他の地区)
15日(水)	根岸、黒坂
16日(木)	堀切川、川口
17日(金)	明神下、横道
20日(月)	洋光台、向平
21日(火)	一川目一丁目
22日(水)	一川目二丁目、三丁目
23日(木)	一川目四丁目
24日(金)	深沢

月 日	参 集 範 囲
2月27日(月)	日ヶ久保
2月28日(火)	二川目一丁目、二丁目
3月1日(水)	二川目三丁目
2日(木)	二川目四丁目
3日(金)	藤ヶ森(下屋敷)
6日(月)	藤ヶ森 (後田、下明堂、新助川原)
7日(火)	藤ヶ森(牛込平、苗平谷地)
8日(水)	本町 (1～5丁目、八幡町、中央町)
9日(木)	本町(6丁目、下前田)
10日(金)	本町(肴町、大工町)
13日(月)	本町(七軒町、中・下新町)
14日(火)	本町(上新町)
15日(水)	本町(上新町)

- ※ 2月10日および13日・14日は、給与所得者のみ世帯の還付受付とします。
- ※ 事業(営業、農業等)所得のある方は、2月15日以降にお願いします。
- ※ 3月1日、下田町との合併により新町「おいらせ町」となりますが、1月1日現在、百石町に住所のあった方は、上記日程表のとおり百石町役場4階第2会議室にお越しのうえ申告してください。(申告期間中、所得申告の諸資料は百石町・下田町それぞれで保管していますので、下田町役場申告会場での申告受付はできません。)

問い合わせ先 税務課(役場1階) 電話 52-2111 住民税担当 内線133

住民税（町・県民税）の所得申告を右の日程表により行います。

この申告は、平成18年度分の町県民税の課税資料となるものです。

また、国民健康保険税や保育料の算定、非課税判定等、諸証明の資料にもなりますので、次のことに留意して申告してください。

○申告が必要な方

平成18年1月1日現在、百石町に住所を有する方は、次の記載にある「申告が必要な方」を除いて、所得の有無にかかわらず、申告をする必要があります。（平成17年中に所得のなかった方は、電話でも結構ですから、所得のない旨を連絡してください。）

○申告が不要な方

税務署に確定申告書を出した方
給与所得のみで、給与支払報告書が役場に提出され年末調整を受けた方

○申告すれば、所得税が還付される方

年末調整を受けた給与所得者で、医療費控除や住宅借入金

控除をつけることができる年の途中で退職し、その後再就職をしなかった方で、年末調整を受けなかった方
予定納税をした事業所得者で、予定納税した額が申告所得税の額を上回る方
還付申告をするときは、源泉徴収票と預金通帳（本人名義のもの）が必要で、

○申告に必要なもの

所得が計算できるもの
事業（営業、農業、不動産等）所得がある方：売上伝票、必要経費の領収書
収支内訳書提出する方はあらかじめ、計算してください。
給与所得のある方：給与と源泉徴収票、給与明細
年金収入のある方：年金の源泉徴収票

所得控除が計算できるもの
医療費の領収書、生命保険や損害保険の控除証明書等
印鑑、預金通帳

○振替納税の利用について

所得税の納付には、振替納税をご利用ください。預金口座から引き落としになるので、便利です。預金口座の金融機関名、支店名、口座番号をメモしてきてください。手書きには、通帳に使っている印鑑が必要です。

○申告をしないこと

所得証明等の交付が受けられないだけでなく、保険税等の軽減措置が受けられないため、高額納税をしなければならぬなど不利なことがあります。

○販売用の野菜等を作付する農家の皆さんへ
水稲の作付が2ヘクタール以上の人や、販売を目的とする野菜等を作付している人は、平成15年分の申告から、水稲及び自家用畑を含むすべての農産物について、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算により農業所得を算出してください。ご注意ください。

【償却資産の申告について】

会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等の償却資産を平成18年1月1日までに取得した場合は、平成18年1月31日までに申告をお願いします。

〈償却資産となるもの〉

建物の付属設備
構築物
機械及び装置

船舶
航空機
車両及び運搬具
工具及び器具、備品

〈償却資産とならないもの〉

耐用年数1年未満の償却資産
又は取得価格十万円未満の償却資産で当該資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金となる必要経費に算入されたもの、又は無形減価償却資産、自動車税、軽自動車税の対象となる車両です。

詳しくは税務課（固定資産税担当）へお問い合わせ下さい。

【お知らせ】

家屋の増改築及び取壊しをしたら、すぐ届け出を！
町内に、住宅等を新築・増築又は取壊しをした人は、税務課へ届け出てください。
届け出をする時、現地調査及び家屋調査を行います。
これを基にして次年度の固定資産税及び国民健康保険税が増減します。
なお、届け出ない場合には適正な課税がされませんので、ご注意ください。

医療法人 正恵会

石田温泉病院

当会は、医療をはじめ施設療養介護、居宅介護サービス事業等を実施しています。

- ※訪問看護ステーション **ぬくもり**
- ※指定居宅介護支援事業所ケアサポート **ももいし**
- ★予防接種（はしか、風疹、三種混合）予約受付中★
（土曜日の接種もご相談に応じています。）
- ★町民健診受付中★

- ※指定居宅サービス事業所デイケアセンター **わの里**
- ※指定短期入所生活介護ショートステイ **いしだ**
- 健診を受けて安心明るい職場
- 「企業健診随時受付」※詳しくはお電話を
でんわ 0178-52-3611

十和田税務署からの お知らせ

十和田税務署

☎0176・23・3151

平成17年分の確定申告の提出

【所得税】

平成17年分の所得税の確定申告は、平成18年2月16日(木)から同年3月15日(水)までです。

ただし、遺付申告の方は2月15日(水)以前でも申告書を提出することができず。

【消費税及び地方消費税】

個人事業者の平成17年1月1日から同年12月31日の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告は、平成18年3月31日(金)までです。

3月に入りまして、税務署は大変混み合います。申告はお早めにお済ませてください。

平成17年分の所得税・消費税及び地方消費税の納期限

	現金納付 (納期限)	振替納税 (振替日)
申告 所得税	3月15日 (水)	4月20日 (木)
消費税及び 地方消費税	3月31日 (金)	4月27日 (木)

納税には便利かつ安全で確実な振替納税をご利用下さい。

【申告所得税】「消費税及び地方消費税(個人事業者)」の納税には、振替納税をご利用下さい。ご指定口座から振替日に自動的に引き落とされ、納税の都度、金融機関(銀行、郵便局等)へお出かけになる必要がありません。また、一度手続きされず、翌年に降の手続きは不要です。

手続きのご相談は十和田税務署管理回収部(☎0176・23・3152)まで

所得税法が変わりました

【公的年金等控除の改正】

雑所得の金額の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せして適用される部分が廃止されましたが、最低控除額70万円については、年齢65歳以上の者について50万円加算し、120万円とされました。

【老年者控除の廃止】

老年者控除が廃止されました。

消費税法が変わりました

【事業者免税点の改正】

個人事業者は平成17年分から(法人は平成16年4月1日以後開始する課税期間から)事業者

免税点の上限が、3千万円から1千万円に引下げられました。個人事業者の方で平成15年分の課税売上額が1千万円を超える方は、平成17年分から消費税の確定申告をする必要があります。消費税の課税事業者となる個人事業者及び法人は、「消費税課税事業者届出書」の提出が必ずです。また、消費税法に基づき帳簿の記載や請求書等の保存が必要で。

【簡易課税制度の改正】
簡易課税制度の適用上限が、2億円から5千万円に引下げられました。

詳しくは十和田税務署(☎0176・23・3151)にお尋ねください。

平成17年分確定申告等説明会の開催

開催月日	対象者	会場	時間
2月1日 (水)	消費税課税事業者	三沢市公会堂	10:00~12:00
2月2日 (木)	公的年金受給者		
2月7日 (火)	住宅取得者		13:30~15:30

「消費税課税事業者説明会」においては、平成17年分消費税及び地方消費税の申告書の作成方法等について説明を行います。

詳しいお問合せは十和田税務署個人課税(☎0176・23・3153)まで

無料税理士相談会

開催月日	会場	開催時間
2月27日(月)~3月3日(金)	十和田税務署	9:00
3月6日(月)~3月10日(金)	申告書作成会場内	16:00

ジョイフル英数教室

小6の方そろそろ英語を始めませんか?
楽しく勉強! 学力アップ!

お友達さそいあわせて体験教室へどうぞ!!

小・中・高校生

塾長 大久保 あい(明治学院大卒、メリランド大卒)

TEL: 44-2312、52-3741

百石町2丁目 藤沢製薬工場2階

放送大学学生募集

放送大学では平成18年度第1学期(4月入学)「教養学部生」、「大学院修士選科生」及び「大学院修士科目生」の学生を募集します。

【願受付締切】

平成18年2月28日(火) ※募集要項無料配布中

【お問合せ先】

八戸サテライトスペース

八戸市一番町1-9-22(ユートリー内) ☎0178・70・1663

平成18年度保育所入所申し込み受付のご案内

平成18年度4月から入園（入所）を希望される方の申し込み受付を下記のとおり実施します。

- 受付日時 平成18年1月10日（火）から 2月3日（金）
- 受付場所 希望する町内保育園（所）又は役場町民課
- 入所資格 自宅で保育ができない児童
- 申込方法 申込書に必要書類を添えて、希望の保育園（所）又は役場町民課に提出。
（申込用紙等、必要書類は町内保育園（所）、役場町民課にあります。）

○問い合わせ先

保育所名	電話番号	平成18年度保育事業計画
いちよう学園	52-6601	延長保育事業 地域活動事業 休日保育事業 一時保育事業 小学校低学年の受入れ
一川目保育所	52-3864	延長保育事業 地域活動事業 休日保育事業 一時保育事業
二川目保育園	53-2041	延長保育事業 地域活動事業 休日保育事業 一時保育事業 放課後児童クラブ
あゆみ保育園	52-2206	延長保育事業 地域活動事業 休日保育事業 一時保育事業 地域子育て支援センター 放課後児童クラブ
深沢保育園	52-3756	延長保育事業 地域活動事業 一時保育事業
川口保育園	52-4133	延長保育事業 地域活動事業 休日保育事業 一時保育事業 小学校低学年の受入れ
※ 役場町民課 ☎52-2111 内線122		

○保育事業案内

事業名	事業内容
延長保育事業	通常の保育時間（午前7時から午後6時まで）を超えて、更に保育時間の後1時間保育時間を延長しています。
地域活動事業	地域の特性に応じ、開かれた保育園（所）として保育活動をするもので、老人福祉施設訪問、地域における異年齢交流事業、郷土文化伝承活動などがあります。
休日保育事業	入所児童のうち、日曜、祭日に保育を要する児童の保育です。利用には、事前に登録が必要となります。
一時保育	保護者の育児疲れ解消、急病、出産、看護、介護や職業訓練、短時間勤務、断続的勤務、冠婚葬祭等の理由のための一時的保育です。ただし、保育園（所）へ入所していない児童が対象です。
地域子育て支援センター事業	子育て家庭を支援するため、育児不安等の電話相談、面談相談、子育てサークル等の支援を行います。
放課後児童クラブ	下校後一人で過ごさなければならない共働き家庭等の小学校低学年（1年～3年）が対象です。専門の指導員が居て、いつも子ども達を見守っています。
小学校低学年の受入れ	延長保育事業を実施している保育園（所）で、小学校低学年（1年～3年生）の受入れを実施しています。仕事などで放課後、家に保護者がいない家庭の代わりに保育園（所）で小学生をお預かりしています。費用は、保育園（所）毎で決めています。

町育英基金奨学生募集

町育英基金では、町内に住所を有する方の子弟で、高等学校以上の学校に在学又は入学予定者のうち、特に優れた資質を持ちながら経済的な理由によって就学が著しく困難な方に対し、奨学金の貸与を行い、有用な人材育成をめざしています。

申請資格 1年以上町内に住所を有している方
貸与限度額 ・大学、大学院 40,000円
 (月額) ・短大、高専、専門学校 30,000円
 ・高等学校 15,000円
 ※この貸与限度額は予定額であり、変更になる場合があります。

償還期間 卒業1年後から10年以内で全額償還(無利息)

申込期間 3月6日(月)～3月24日(金)

必要書類 ①申込書(学務課備え付け)
 ②成績証明書
 ③合格通知書または在学証明書
 ④平成16年分所得証明書(世帯全員分)
 ⑤平成17年度分納税証明書(世帯全員分)

申込・問い合わせ

町育英委員会 学務課(みなくる館)
 ☎52・3900 内線11

県政モニター募集

県ではアンケートを通じて県民の皆様から意見・要望などをお聞きし、施策の企画・立案の参考にするため県政モニターを募集しています。

応募資格 県内在住の満20歳以上の方
募集人員 80名程度
期間 平成18年4月下旬からおよそ2年間
仕事 アンケートに対する回答(年4回)
応募方法 必要事項を記入して、はがき、封書又はEメールでお申込ください。

必要事項 郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、性別、生年月日、職業、電話番号、希望する理由、各種モニターの実験
応募締切 平成18年1月31日(火)[当日消印有効]
結果通知 平成18年3月末までに全員に通知します。
その他 1年ごとに記念品贈呈

問合せ・申込

青森県企画政策部企画調整課広報広聴グループ
 県政モニター係
 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
 ☎017・734・9138
 E-mail: koho@pref.aomori.lg.jp

第20回ふれあい白鳥デー 類家一郎賞写真コンテスト作品募集!

優雅な白鳥の姿をあなたの手で・・・
 厳寒の冬をたくましく乗り切る白鳥たち
 「飛び」「戯れる」「鳴く」・・・
 伝えたいやさしい心、守りたい暖かな気持ちでとらえたワンショットをご応募ください。

題材

白石町内、下田町内へ飛来する白鳥をテーマとした写真(1人3点まで応募できます)

応募規格

・ネガ及びポジフィルムによるプリント写真
 ・プリントサイズは4つ切り、または4つ切りワイドのみ
 ※デジタル画像は不可。

募集期限

2月3日(金)まで※土・日・祝日を除く。

応募方法

下田町観光協会(役場産業課内)、白鳥保護監視所、白鳥の家に備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入し、作品と一緒に下記までご応募ください(郵送可)
 ※なお、応募作品は返却しませんので、予めご了承ください。

写真展示

3月5日(日)の『第20回ふれあい白鳥デー』の際に会場内に展示します。
 ※入選者にはネガを提出していただき、著作権は主催者に帰属します。

応募・問い合わせ

下田町観光協会事務局(役場産業課内)
 「白鳥写真コンテスト」係
 〒039-2192 下田町字中下田135-2
 ☎0178・56・2111 内線218

メイトといっしょに親子でまめまき

地域の子育てメイトと親子のみなさんの交流会を開催します。

節分のお面をつくりながら、子育てメイトと意見交換・子育ての悩み・近所付き合い等、なんでも普段思っていることを気軽にしゃべりし、ストレスを解消しませんか?

たくさん親子のみなさんの参加をお待ちしています。

とき 1月26日(木) 午前10時～12時

ところ いきいき館

内容 ◇親子でおめんづくり

◇豆まき・リズム体操 など

主催 白石町子育てメイト連絡協議会

締切り 1月20日(金)まで

申込・問合せ

白石町役場 町民課 ☎52・2111内118三村



おいらせ町 期限付臨時職員募集

3月1日に誕生するおいらせ町では、4月1日からの期限付臨時職員を次のとおり募集します。

1 募集職種

職種	人数	主な勤務先
一般事務	20名程度	役場北部出張所、町立図書館、町立学校給食センター、大山将棋記念館、国民健康保険おいらせ病院、町立北部児童センター、町立山向児童館、町立秋堂児童館、町立木ノ下児童館、豊栄地区コミュニティセンター
臨床検査技師	1名程度	国民健康保険おいらせ病院
保健師	2名程度	環境保健課、在宅介護支援センター
看護師	10名程度	訪問看護ステーション、国民健康保険おいらせ病院
ソーシャルワーカー	1名程度	在宅介護支援センター
調理員	6名程度	町立学校給食センター

2 応募要件

職種等	要件等
全職種共通	原則として百石町又は下田町の住民である方
(身体に障害のある方)	次のいずれにも該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方 ・自力により通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能な方
一般事務	高等学校卒業以上の方
臨床検査技師	臨床検査技師の資格を有する方
保健師	保健師の資格を有する方
看護師	看護師の資格を有する方
ソーシャルワーカー	社会福祉主事任用資格又は社会福祉士の資格を有する方
調理員	調理師の資格を有する方

3 応募方法

応募期限	2月10日(金)午後5時	受付は土・日曜を除きます 写真貼付、役場所定の申込書
提出書類	申込書	写真貼付、役場所定の申込書
	資格証明書の写し	臨床検査技師、保健師、看護師、ソーシャルワーカー、調理員希望の方
	身体障害者手帳の写し	身体に障害の有る方
選考方法	申込書による書類審査及び面接試験	詳細については申込者に後日通知します

4 勤務条件

賃金	一般事務	日額 6,000円	・1日の勤務時間が8時間未満の場合は、時給計算で支給されます。 ・病院で交替勤務に従事する看護師は、月額178,300円です。 ・その他の賃金・休暇等の詳細については、おいらせ町臨時的任用職員管理規程による。
	臨床検査技師	日額 7,280円	
	看護師	日額 8,240円	
	保健師	日額 8,640円	
	ソーシャルワーカー	日額 7,760円	
	調理員	日額 5,520円	
有給休暇	有り	年次有給休暇、特別休暇	
任用期間	4月1日から9月30日まで	平成19年3月までにおいて期間の更新有り	

5 申込・問合せ先

- ・百石町役場 総務課人事係 (☎52・2111 内線212)
- ・下田町役場 総務課人事係 (☎56・2111 内線203)

おいらせ町 短期・短時間勤務臨時職員の登録募集

3月1日に誕生するおいらせ町では、役場などで短期・短時間勤務の臨時職員が必要となった場合に必要な期間採用する、短期・短時間勤務臨時職員の登録を次のとおり募集します。

1 募集職種

職種	資格要件
一般事務	百石町又は下田町の住民で、高等学校卒業以上の方
看護師	原則として百石町又は下田町の住民で、看護師の資格を有する方

2 応募方法等

応募期限	2月10日(金)午後5時	受付は土・日曜を除きます
提出書類	申込書	写真貼付、役場所定の申込書
	資格証明書の写し	看護師希望の方

3 その他

採用時期	各職場で短期・短時間勤務職員が必要になった時に、随時採用します。
登録有効期間	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
勤務形態	・1日単位または時間単位での勤務です。 ・詳細は勤務依頼の際に、職場と確認してください。
注意事項	・登録者が多い場合は採用されない場合があります。 ・登録により、他の仕事への就職を妨げるものではありません。

4 申込・問合せ先

- ・百石町役場 総務課人事係 (☎52・2111 内線212)
- ・下田町役場 総務課人事係 (☎56・2111 内線203)

3月からごみの分別方法が変わります。

環境保健課
☎52・7090

おいらせ町の誕生に伴い、新町のごみ処理は、十和田地域広域事務組合で処理され分別方法が変更されることとなります。今回は「ペットボトル、その他のプラスチック製容器」について排出方法を紹介します。

ペットボトル

飲用、酒類、しょうゆ用に使われ材質表示マークが付いたペットボトルのみ対象になります。その他プラスチック製容器と分けて指定の「資源ごみ」(緑字)の袋に入れ、収集場所に出してください。

材質表示マーク



PET

まとめて資源ごみ(緑字)の袋に入れる。



指定袋 資源ごみ

キャップ・ラベルは「その他のプラスチック」へ



つぶせるものは横につぶしてください。

異物を取り除き中を洗浄してください。

その他のプラスチック製容器

は、指定の「資源ごみ」(緑字)の袋に入れて、収集場所に出してください。

識別表示マーク



まとめて資源ごみ(緑字)の袋に入れる。



指定袋 資源ごみ

※汚れて再資源化できないものは、「燃えるごみ」へ出してください。

食品や日用品に使用されているその他プラスチック製容器(包んでいるフィルムも含む)の商品例として、下記のもの挙げられます。

- | | | |
|---------|---------|------------|
| アイス | ケチャップ | 歯磨きチューブ |
| インクリボン | しょう油 | からしのチューブ |
| お茶 | ソース | わさびのチューブ |
| お手拭 | ドレッシング | パン |
| おにぎり | マヨネーズ | プリン |
| おむつ | 米 | ゼリー |
| カップ麺 | シャンプー | ヨーグルト |
| スプレー缶 | リンス | マーガリン |
| 菓子 | 柔軟材 | バター |
| 緩衝材 | 卵パック | ビニール袋 |
| 乾電池 | 豆腐 | 弁当 |
| 芳香剤 | 納豆 | ジュース等のキャップ |
| 葉(目薬) | 白色トレイ | 湿気取り |
| 味噌 | 発泡スチロール | ペットフード |
| レトルトパック | ラップ | 各種詰め替え容器 |

PET1材質表示マークがついていないペットボトル
・・・「その他のプラスチック」
食用油など汚れを取るのが困難なペットボトル
・・・「燃えるごみ」

※今月から十和田地域広域事務組合指定のごみ袋も使用できます。
※百石町指定のごみ袋は、2月中に使い切ってくださいますようお願いいたします。
※詳しくは10月に配布した「ごみの分別と出し方ガイドブック」をご覧ください。

24時間営業 365日 有限会社 北浜葬儀センター 百石町 TEL 0178-53-2614

- 日曜・祭日・夜間・早朝でもすぐに駆けつけます。
お電話一本で、病院からご自宅まで、ご遺体を搬送いたします。
- ご遺族様のご希望に合わせて選べるよう、各種祭壇を準備しております。
祭壇一式5万円より20万円まで。低料金でご予算に応じて執り行います。

よろしくおねがいします。



12月1日、百石病院に杉本恵一先生が就任されました。杉本先生は神奈川県出身。専門は消化器内科で内視鏡専門医で内視鏡や肝疾患を得意としています。

青森県には13年間暮してあり、現在は三沢市に住んでいます。

百石町については、やり方次第でまだまだ発展する町だと思っています。あまりピンとこないかもしれませんが、日本の地域医療は危機的な状況にあります。この病院に勤めることになってからは逆風にも負けず益々発展させていきたいと考えています。そのためには町民の皆さんの理解と協力が必要ですので、よろしくお願いします。

駐在所だより ももいし

防犯教室

三沢署は町内の保育園・幼稚園を対象に防犯教室「わんぱくパトロール」を開きました。

園児達は、最近全国で子供が連れ去られる事件などを聞き「知らない人にはついて行かない」「知らない人から身を守る」「5つの約束」を真剣な表情で教わっていました。

最後にはパトカーに乗って町内を巡回し、パトロール証明書を受け取りました。



また、深沢保育園にはサンタクロースが現れ、「お菓子をあげる」と言われても知らない大人について行かない様になると注意を呼びかけました。

百石駐在所
文秋
☎52・2469

110番の日

警察では毎年1月10日を「110番の日」と定めて地域の皆さんに、110番の正しいかけ方や積極的な利用を呼びかけています。

110番は県内のごこの地域からかけても、青森市の警察本部の通信指令課につながり、直ちに無線指令で最寄りの警察署のパトカーや交番駐在所の警察官が現場に急行する仕組みになっています。

警察本部ではこちらから順番にお聞きしますので、何かあったのかどうかが

犯人は
どんな状況か
名前、電話番号
を落ち着いてはつきり話してください。

困り事相談や、警察の活動に対する意見・要望などは警察安全相談電話(☎017・735・9110)をご利用下さい。



葬儀のご相談は、まずは農協へご連絡を!!

○常時時間内(午前7時30分から午後6時30分)

JAももいし

本店 百石実行支店 一川目事業所
TEL 52-3341 TEL 52-3047 TEL 52-2384

○夜間・早朝・休祭日(24時間受付)

JA全農青森県南
葬祭センター十和田
TEL 0176-27-3588

(取扱業務) 病院からご自宅までの遺体搬送 納棺・出棺・火葬・葬儀進行 祭壇は希望により各種準備
花輪・盛籠・生花・音楽返し品・引出物・料理・仏具・墓石などの関連商品 その他葬儀に関する一切

福祉の総合相談窓口です！

豆知識①：「認知症は病気です」物忘れが気になる方は認知症がどうか早めに病院でみてもらいましょう。治る認知症もあります！

豆知識②：「冬は寝だまりや認知症になりやすい！」コタツでゴロゴロ寝てばかりいると頭も体も動かないので筋力と考える力が低下していきます。おすすめの予防対策は、散歩、軽い体操、新聞の音読、日記をつけること、楽しいおしゃべりです！

相談無料。 個人の秘密は厳守します。 お気軽にお電話ください。

百石町在宅介護支援センター 電話52-7086

いきいき館内

問い合わせ先

百石町在宅介護支援センター ☎52・7086

在宅介護支援センターたんぼ ☎50・1056

介護福祉課 (いきいき館) ☎52・7090

・軽度生活援助サービス事業

内 容	家屋の軽微な補修、庭の草取り、除雪
対 象 者	65歳以上の一人世帯及び高齢者世帯
調 整 内 容	現行内容にヘルパー的支援を追加します。利用料は1時間あたり100円から150円です。

・訪問理美容サービス事業 (※)

内 容	理容院に出向くことが困難である高齢者に対して居家でサービスが受けられる
対 象 者	65歳以上の高齢者及び身障者
調 整 内 容	デイサービス事業所の理美容サービスで対応できるため、廃止します。

・生活管理指導短期宿泊事業

内 容	短期宿泊により日常生活に対する指導、支援
対 象 者	65歳以上の自立判定された居宅者
調 整 内 容	現行どおり、利用料は1日あたり1,730円です。

・緊急通報システム

内 容	安心電話を設置し、急病及び災害等の緊急時に迅速な対応を図る
対 象 者	一人暮らし及び高齢者世帯
調 整 内 容	現行どおり、無料とします。

・老人いこいの湯開設事業 (※)

内 容	和 (なごみ) の湯において補助券を利用することにより、200円で入浴できる
対 象 者	70歳以上の在宅高齢者
調 整 内 容	のびのび館等で対応できるため、廃止します。

(※) は内容が変更となるサービスです。

在宅介護支援センターは

福祉サービスの紹介、
手続きのお手伝い

介護用品の
展示・紹介

「お元気ですか訪問」
しています！

認知症と寝たきりにな
らないようにお手伝い
します

物忘れ相談窓口
お気軽にご相談
ください

合併後の高齢者支援事業

{百石・下田合併協議会調整内容}

下田町との合併後（平成18年3月1日合併）、町の福祉サービスが次の通りになります。

生きがい活動支援通所サービス（デイサービスの支援）

内 容	日常動作訓練、健康チェック、入浴サービス、給食サービスを受けられます
対 象 者	介護保険制度のサービスを受けられない方で、虚弱なため機能訓練等が必要な方
調 整 内 容	現行どおり、利用料は1日（1回）当り600円とします。

・生活管理指導員派遣事業（ホームヘルパー的支援）

内 容	在宅の一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦などが自立した生活を継続できるよう、また要介護にならないよう、日常生活上のサポートをするサービスです
対 象 者	介護認定において自立と判定された人がいる一人世帯及び高齢者世帯
調 整 内 容	廃止し、軽度生活援助サービスで対応していきます。

・外出支援サービス事業（※）

内 容	寝たきり、車イス使用等により通院が困難な方を病院へ送迎します
調 整 内 容	1時間以内2,000円とし、利用料はその半額とする。30分増すごとに500円加算。

・食の自立支援事業

内 容	在宅の一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者夫婦などが自立した生活を継続できるよう、また要介護にならないよう、日常生活上のサポートをするサービスです
対 象 者	介護認定において自立と判定された人がいる一人世帯及び高齢者世帯

・家族介護用品の支給事業（※）

内 容	在宅生活をしている方を介護している家族に、おむつ及び尿取りパット等を支給します
調 整 内 容	支給対象を国の基準どおり、要介護4・要介護5の非課税世帯とし、支給額の上限を75,000円とします。

毎日調理に欠かせない調味料「砂糖」について

環境保健課 ☎52・7090

砂糖は植物が最初に作る人間へのプレゼント。命をつないでいくために欠かせない食べ物です。

砂糖の歴史

現在、世界で生産されている砂糖はサトウキビから作る甘蔗糖とサトウダイコンから作る甜菜糖が主です。なかでも甘蔗糖の歴史は古く、紀元前2000年インドですでにサトウキビを栽培されていたといわれ、初めて砂糖が作られたのもインドと考えられています。

日本に砂糖が入ってきたのは8世紀。奈良時代に鑑真が中国から黒糖を持ってきたのが最初といわれています。

砂糖の種類

黒砂糖はサトウキビからとった糖液を煮詰めて水分を飛ばし、そのまま冷やして固めたものです。グラニュー糖やざらめは原料の糖液を煮詰めて精製を繰り返した後、結晶化させて作ります。結晶粒径が1~2mmのものざらめ、粒径が0.25~0.35mmの非常に細かいものがグラニュー糖です。精製した後、蔗糖から作った特別の混合液を結晶面に振りかけたのが上白糖や三温糖で、しっとりした性質です。

砂糖の重要な働き

砂糖は卵や肉、豆などの材料を柔らかくする働きがあります。砂糖を入れた卵焼きと塩入りの卵焼きを比べると砂糖を使った卵の数は同じなのに砂糖入りのほうが大きいです。その理由は砂糖入りのほうがふんわりとやわらかく焼けているためです。また、砂糖にはケーキのふくらみを支える、卵白やホイップクリームのおわ立ちを

保つ働きもあります。蔗糖の純度が高いほど、この働きは強くなります。砂糖の主成分である蔗糖は果糖とブドウ糖が結合したもので、体内に取り入れられるとそれぞれ分解され、さらに果糖はブドウ糖に分解されて利用されます。ブドウ糖はエネルギー源として利用されるため疲労の激しいときに、糖分をとると回復します。

砂糖の取りすぎは肥満のもと

糖分を余分にとると、ブドウ糖はグリコーゲンとして肝臓や筋肉の細胞に蓄えられ、さらに、余分なブドウ糖は中性脂肪になってしまいます。このため、糖分のとりすぎが肥満の原因になりやすいことは広く知られています。

砂糖は脳をリラックスさせます。

近年、さまざまな実験・研究によって砂糖の効用が科学的に解明されつつあります。

たとえば、脳をリラックスさせるには砂糖が必要です。甘いものを食べた後に脳液を測定してみると、脳はリラックスした状態になっています。これは気分を鎮め、ストレスを解消する働きがあり、エンドルフィンというホルモンが出て快感中枢を刺激するためです。

最近では、スポーツ選手も試合前に甘いものを食べてリラックスを心がけているほどです。

安定した精神状態を保つためにはトリプトファンが脳に届きやすい状態を作ってあげ、セロトニンと言う必須アミノ酸が欠乏しないように上手に取り入れる必要があります。

砂糖はこのストレス社会で健康に過ごすために欠かせない食べ物といえます。

100g中の栄養成分

種類	kcal	蛋白質 (g)	脂質 (g)	炭水化物 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	リン (mg)	マグネシウム (mg)	カリウム (mg)	ナトリウム (mg)	ビタミンB1 (mg)	ビタミンB2 (mg)
上白糖	384	0	0	99.2	1	微量	微量	微量	2	1	0	0
黒砂糖	384	1.7	微量	89.7	240	4.7	31	31	1100	27	0.05	0.07
三温糖	382	微量	0	98.7	6	0.1	微量	2	13	7	微量	0.01
グラニュー糖	387	0	0	100.0	微量	微量	0	0	微量	微量	0	0

- ・保険調剤
- ・一般薬の販売
- ・在宅薬剤管理指導

百石調剤薬局

各病院の処方箋を受け付けます。

TEL 0178-50-1311

FAX 0178-50-1312

住所 上北郡百石町字上明堂9-3

Email: AEA06311@nifty.com

保険調剤・くすり・介護用品

～みな様の幸福と健康を願うよつ葉のクローバー～

クローバー薬局百石店

百石町字上明堂9 (町立病院2軒隣り)

【TEL 52-8878・FAX 52-8879】

※市民・労災・日赤・町立病院、その他、全国どちらの院外処方せんでも調剤いたします。(配達も可能です)

第22回青森県下小・中学校将棋名人戦開催

百石勢、敢闘！入賞者多数！
12月4日（日）、みなくるホールを会場に、飯塚祐紀六段を審判長に迎え、県内的小・中学生80名が参加し、「第22回青森県下小・中学生将棋名人戦」が開催されました。

町内から36名が参加し、小学生Cの部で、甲洋小6年斎藤翼君が優勝、女子の部でも甲洋小3年越澤美香さんが優勝し、百石勢が入賞を独占するなど大活躍をしました。

また、対局終了後には、飯塚六段による「多面指し」が行われ、参加した子ども達は、真剣な表情でプロの指導を受けていました。

入賞結果は次のとおりです。
《小学生Cの部》（七級以下）
優勝：斎藤翼（甲洋小・六年）
準優勝：工藤寿輝（甲洋小・五年）
第三位：田畑翔大（甲洋小・五年）



《小学生女子の部》
優勝：越澤美香（甲洋小・三年）
準優勝：岩淵真枝（甲洋小・三年）
第三位：石和由衣（百石小・三年）
第三位：畑中美紅（甲洋小・三年）

《中学生の部》
第三位：三村浩幹（百石中・一年）



町内最強チームを目指せ！

第24回町内会及び職場対抗将棋大会兼三村泰右杯争奪将棋大会参加チーム募集！

とき 平成18年1月29日（日）午前9時30分から

ところ みなくる館ホール
参加資格 百石町内の職場及び町内会のチーム
会費 一チーム（3名・昼食付）
大人 3,000円
小・中学生 1,500円

締切 1月23日（月）

映写会開催

愛と感動溢れる盲導犬の物語「クワイル」の映写会を開催します。

とき 1月21日（土）午後2時開演（午後1時45分開場）

ところ みなくる館
入場料 200円

前売り券は生涯学習課で販売しています。



MOMOおはなしの会 メンバー募集！

ボランティアサークル「MOMOおはなしの会」では、メンバーを募集しています。
主な活動内容は、子供たちへの絵本の読み聞かせ等です。図書館や町内での移動おはなし会を行っています。

土、日曜の参加が可能な、高校生から一般の皆さん、いっしょに活動してみませんか。読み聞かせの指導も行います。

問合せ 「MOMOおはなしの会」（中尾☎52・5045）又は図書館まで

新着図書案内

一般書



告白/C・R・ジェンキンス

韓国駐留の米軍兵だった彼が北朝鮮へ渡った理由、曾我ひとみさんと運命の出会い、拉致の実態と他の被害者の消息、沈黙を破り、すべてを明らかにするノンフィクション。



ドラゴン桜 合格七つ子を引き出す親野智可等

漫画「ドラゴン桜」には、子育てに迷える親への指針が含まれている。楽しみながら、少しの工夫で地頭の良い子供になませ、人生が変わる。待望の麗山高校流子育て術。

- ・ 巨大地震の後に襲ってきたこと / 高橋哲夫
- ・ 濱け物百科 / 家の光協会
- ・ 外来語役所ことは言い換え帳 / 杉並区役所区長室総務課
- ・ こころの医学事典 / 野村総一郎
- ・ 外来水生物事典 / 佐久間功
- ・ 暗殺の瞬間 / 毎日新聞社

児童書



イラスト中学生川柳シリーズ / 小林三桂郎

もの見方、考え方が複雑で多様な現代。人間の喜怒哀楽を詠み笑いの文学・川柳が見直されている。多くの川柳の中から選出したものにイラストを添える。第一巻では、父・母・家庭・塾・宿題をテーマに中学生の本音に迫る。（全4冊）



大震災にあった子どもたちシリーズ / 震災をつたえる会

- ・ 大地震がおそった。そのおどろき、悲しみ、怒り、家族、友だち、生きものへの思いが、あふれ、生きもの、地震になんか負けないという思いをこめて、子ども自身が語る学年別作文集6年生編。（他1〜5年生編）
- ・ お話日本の童謡シリーズ（全3冊） / 高村忠範
- ・ 明るい性のはなしシリーズ（全3冊） / 星の環会
- ・ わたしの仕事シリーズ（全14冊） / 今井美沙子



もな
小澤 萌那 (長女)
H17.6.1 明神下
悟・真紀



あき
竹ヶ原 咲樹 (長女)
H17.6.1 二川目
正克・由佳



かずよ
吉田 和紗 (長女)
H17.6.11 一川目
琢也・陽子



たくま
岩崎 匠真 (長男)
H17.6.11 上新町
大輔・睦子



かのん
岩崎 香音 (長女)
H17.6.12 二川目
忠彦・文子

12月21日、いきいき館
で実施された5・6ヶ
月児健康相談に参加し
たお子さんたちです。

【訂正とお詫び】

広報12月号、わが家の主役コーナーで紹介したお子さんの名前と写真が間違っていました。訂正しお詫び申し上げます。



はると
沼端 晴斗 (三男)
H17.5.1 横道
加展・優子



たくや
吉田 拓矢 (次男)
H17.5.12 二川目
悟・邦子

ぼくの絵わたしの絵 197



「町民音楽祭ドキドキしたよ」



はるな
熊野 葉瑠菜 (6歳)
川口保育園



「町民音楽祭楽しかったよ」



かな
白岩 花菜 (6歳)
川口保育園



「サンタさんから
プレゼントもらったよ」



つばさ
高橋 飛翔 (5歳)
いちよう学園



「おゆうぎ会でかわいく踊ったよ」



あゆみ
若松 あゆみ (5歳)
いちよう学園

みんなの広場



俳句 十二月句会

叙情歌を聞きつつ過ごす冬の夜
去年今年記憶の糸をたぐり寄す
北国の雪被り来るダンブカー
もう少しもう少しとて毛糸編む
実ざくろや医院の代の替りをり

夢 利 龍 妙 園
よし男 子 子 子 子
耐 希 江 子 子

町民文芸山柳

節々へ残照の挫折垣見る
台風を逃れたりんごもぎ直られ
道具箱開けると父の夢が見え
へそくりはネオンの海で泳ぎ出し
答弁がしどろもどろで疑惑かい
伝統を守る特技の素晴らしき
手板かりはない名工の道具箱
捨てられぬ道具が眠る蔵の中
ヒソヒソと内緒話がおいしそ
年をとり姿かたらが親に似る

夢 利 龍 妙 園
よし男 子 子 子 子
耐 希 江 子 子

子育て支援センターからの お知らせ

★【小麦粉粘土】

1月24日(火) 10:00~11:30
場 所 あゆみ保育園
持ち物 中ズック、エプロン
申込み 1月20日(金)まで

★【講演会『台所から見える子どもの未来』】

1月27日(金) 10:00~11:00
場 所 百石幼稚園
申込み 1月20日(金)まで

★【豆まき】

2月3日(金) 9:30~11:00
場 所 あゆみ保育園
申込み 1月27日(金)まで

★【陶芸教室】

2月14日(火) 10:00~11:30
場 所 あゆみ保育園
申込み 2月10日(金)まで



★《毎月行なっています。どうぞご利用下さい。》

★【ちょっと体験スクール】

毎週水曜日 9:30~12:00
赤ちゃん体操、おむつ交換、離乳食などちょっと体験
してみませんか？申し込みお待ちしております。

★【子育て電話相談】

★【園庭開放】

毎週 月~土曜日 9:00 ~ 17:00

★【ほっと！タイム】

支援センターの活動に参加できない方のためにご家庭
へ絵本や玩具を持っておじゃまします。

毎月「さらら通信」を発行しています。ご希望の方、
申込み・お問い合わせ、ご意見・ご感想のある方は下記
までご連絡ください。

百石町地域子育て支援センター
〒039-2216百石町字後田23-3
☎ 52-2206 FAX 50-1563

※地区外の方も興味のある方、お待ちしております。
※やむをえず、予定を変更する場合がありますのでご了承
ください。

わたしたちの町

平成17年11月末現在

人口 10,432 (-10)
男 5,096 (-3)
女 5,336 (-7)
世帯 3,571 (-5)
()は前月比です。

鎌鈴吉川木蒔
田木田口村田
ス惟夕富さ夕
ミ博ケ蔵たキ
916387579289
蔵蔵蔵蔵蔵蔵
藤根一藤深上
ヶ川ヶ川ヶ新
森岸目森沢町

逝去(やすらかに)

(久保田 藤村 向村 向義
英由 律由 義
まゆみ 樹理 行香一
(洋光白 (三沢市)
(新町 日ヶ久保
(十和田市 (藤ヶ森

結婚(おしあわせに)

小平小中張吉木相
向田向嶋田戸坂
大^大悠^悠咲^咲華^華和^和聖^聖逸^逸
叶^叶
翔^翔生^生登^登南^南真^真奈^奈伎^伎
幸^幸秀^秀秀^秀影^影朋^朋友^友
治^治幸^幸勝^勝登^登央^央
藤ヶ森 上洋一 藤向一
森新町 光川川 藤向川
森新町 台川目 森川目

誕生(すこやかに)

戸籍の窓

11月届出分

1月

13日(金)	救命講習会	9:00-12:00	いきいき館
15日(日)	うそ八百・ほら吹き大会	13:00-	みなくる館
17日(火)	健康栄養講座	10:00-14:30	一川目地区生活会館
18日(水)	町民相談	10:00-15:00	中央公民館
20日(金)	健康栄養講座	10:00-14:30	堀切川コミュニティセンター
24日(火)	愛の献血 3歳児健診 (対象 平成14年6月-8月生)	9:00-16:00	役場
25日(水)	成人健康相談	12:45-13:15	いきいき館
	行政相談	9:00-11:00	いきいき館
	8~9ヶ月児健康相談 (対象 平成17年4月-5月生)	10:00-15:00	中央公民館
		13:00-13:30受付	いきいき館
27日(金)	健康栄養講座	10:00-14:30	中央公民館

19日(木)、25日(水)	転倒予防教室	10:00-11:30	のびのび館
12日(木)、26日(木)	介護予防教室	10:00-11:30	のびのび館
毎週火・金曜日	リハビリ健康相談	9:00-11:00	いきいき館
20日(金)、27日(金)	育児サークルおもちゃ箱の会	10:00-11:30	いきいき館

【ゴミ収集日】

- ・燃えるゴミ 毎週(月・木)
- ・資源ごみ 18日(水)
- ・燃えないゴミ 11日、25日(水)
- ・粗大ごみ 17日(火)

図書のご寄贈 ありがとうございます

百石郵便局(大高利春局長)から、郵便貯金お客様感謝施策の一環として「ちょボラで福祉のまちづくり」全5巻他9冊が寄贈されました。

寄贈された図書は中央公民館の寄贈図書コーナーでご覧になれます。



百石パークタウン洋光台

住んでみたい町

只今、27区画分譲中

詳しい問合せは企画政策課まで

2月

1日(水)	3~4ヶ月児健康相談 (対象 平成17年10月生)	10:00-11:30	いきいき館
	乳幼児・妊娠婦健康相談	13:00-15:00	いきいき館
21日(火)	1歳6ヶ月児健診 (対象 平成16年6月-8月生)	13:00-13:30受付	いきいき館
22日(水)	5~6ヶ月児健康相談 (対象 平成17年8月-9月生)	13:00-13:30受付	いきいき館

1日(水)、15日(水)	成人健康相談	9:00-11:00	いきいき館
2日(木)、8日(水)、16日(木)、22日(水)	転倒予防教室	10:00-11:30	のびのび館
9日(木)、23日(木)	介護予防教室	10:00-11:30	のびのび館
毎週火・金曜日	リハビリ健康相談	9:00-11:00	いきいき館
3日(金)、10日(金)、17日(金)、24日(金)	育児サークルおもちゃ箱の会	10:00-11:30	いきいき館

【ゴミ収集日】

- ・燃えるゴミ 毎週(月・木)
- ・資源ごみ 1日、15日(水)
- ・燃えないゴミ 8日、22日(水)
- ・粗大ごみ 21日(火)

2月10日から

住民税所得申告
受付開始

詳しい日程と内容は14・15ページをご覧ください。



成人記念写真撮影

たくさんお撮りした中から写真を選べます。
・成人式当日はご予約無しで撮影致します。
・お持ち帰り見本をお渡しいたしますので、ご自宅でじっくり写真をお選びいただけます。

お問い合わせはお気軽に
Tel: 0178-52-2525



貸衣裳のご案内

当店では成人式式典当日のための貸衣裳をご用意いたしました。是非ご利用くださいませ。

¥38,000~¥90,000

襟袖、帯、草履、バッグ他小物一式念石
上取料金はヘア、メイク、着付料、写真代金は含まれません

